

小学校教育課程における体験活動

梨本 加菜 (児童学科)

Experiential Activities in Elementary School Curriculum

Kana Nashimoto

Department of Child Studies, Kamakura Women's University

Abstract

Special emphasis is given to experiential activities in the Course of Study for elementary schools (revised 2008). The first point to note is that the inclusion of experiential activities was stated in statutory form. Second, cultivating skills through firsthand experience is emphasized to foster a “zest for life”. Thirdly, for the most part, a greater number of out-of-school activities are included within the in-school curriculum. For the implementation of the current experiential activities, a redefinition of “out-of-school” and promotion for participative activities in cooperation with the local community are necessary. Next, it is suggested that more attention should be directed toward the issue of disparity in experiential activities.

Key words: the Course of Study for elementary schools, experiential activities, out-of-school education

キーワード：小学校学習指導要領、体験活動、学校外教育

1. 小学校教育における体験活動の基本的特性

2008（平成20）年に改訂され2011（平成23）に全面実施された小学校学習指導要領（以後「指導要領」と記す）は、1998（平成10）年改訂の指導要領が掲げた「生きる力」と、2003（平成15）年一部改正で加えられた「確かな学力」の育成を教育理念として継承した。また「PISA ショック」として日本の学力低下論を煽る一因となったOECD（経済協力開発機構）の学習到達度調査に徹底した「キー・コンピテンシー」¹と呼ばれる学力観もふまえて構成されている。知識・技能を会得するだけでなく活用する力や、主体的且つ協

同的に学習に取り組む態度の育成等の言わば21世紀型の、全人的な教育が求められる中で、児童の体験学習が重視されるのは自然な流れであろう。

実際に現行の指導要領では体験活動の充実が示された。小学校での体験的な活動は強弱の波はあれ戦後一貫して重視されたが、現行指導要領における体験活動の特質の第一は、それが改正教育基本法等の法令上の文言に基づき示された点にある。第二は、人間関係形成等の汎用的能力の育成において特に直接体験が重視された点だ。第三の特質は正規の教育課程の中に従来の学校外教育に期待された内容・方法が多く取り込まれた点だ。本稿

は、これらの特質を2. で述べ、3. で今後の体験活動を方向を展望する。体験活動の重要性を示す研究は散見するが²、学校外教育の視点からの体験活動の把握は、児童の体験活動の格差や地域の教育力の低下が懸念される今日、教育課程の運営において不可欠と思われる。学校外教育の定義は3(1)で述べるが、豊かな体験活動のために地域や家庭、また社会教育との連携は重要で、学校外を含む教育環境と、その今日的な再定義が求められる。

体験活動は既に全国の小学校で展開されている。2016(平成28)年に予定される指導要領改訂に向けた中教審教育課程部会では「アクティブ・ラーニング」と呼ばれる手法に注目が集まるが、小学校は「既に十分アクティブ」³と評されていると言う。確かに小学校教育の特性上、何らかのアクティビティを伴う学習は所与の要件であり、特に低学年児童には学校生活そのものが広義の体験である。一方、例えば総合的な学習の時間(以後「総合学習」と記す)で体験活動が「自分の身体を通して実際に経験する活動のことである」⁴と解説されるとおり定義が曖昧なまま、身体や感性を生かす教育方法への普遍的な憧れ⁵も相俟って際限なく広がり得ることも、留意点として指摘できる。

少なくとも体験活動は教育課程全体に遍在する体験的活動と、自然体験活動等の特化された活動に大別されよう。本稿は後者を中心に見ていくが、学校で「体験」が求められる理由とその方向性があらゆる教育課程に対し問われていることは言い添えておきたい。

2. 2008年改訂学習指導要領における体験活動の特質

(1) 改正教育基本法等による体験活動の規定

では、1. で挙げた体験活動の3つの特質を、より具体的に論じたい。

第一に法制上の規定である。指導要領で体験活動が強く打ち出されるのは低学年に生活科が新設された1989(平成元)年以来であり、その萌芽は戦後全般に遡る。1. で述べた通り、小学校教育

はその本質として体験的な要素を内包するためである。

しかし、2006(平成18)年の教育基本法(以後「基本法」と記す)及び翌年の学校教育法(以後「学教法」と記す)の改正で体験活動が追記された影響は大きい。基本法では「21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指す」観点から、教育の目標(第2条)に「豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」と「生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が記された。基本法をふまえ2007(平成19)年の改正学教法第21条では、新たに定められた義務教育の目標の中に学校内外の社会的活動や自然体験活動の促進が付された。

体験活動については、3(2)で詳述するが、既に2001(平成13)年の改正学教法第31条で次のように小学校児童の体験活動の充実が示されていた。

「(前略)(小学校教育の=筆者注)目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動などの社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動に努めるものとする。」

現行法ではこのように小学校教育における体験活動の充実が謳われ、具体的には社会奉仕体験活動や自然体験活動を筆頭に挙げた。そして現行指導要領を方向づけた2008(平成20)年の中央教育審議会(以後「中教審」と記す)答申⁶は、「思いやりの心や規範意識が育まれる」、また「社会性や豊かな人間性、基礎的な体力や心身の健康、論理的思考力の基礎を形成する」ための体験活動の充実を教育内容の改善事項に掲げた。実際に現行指導要領では、言語活動を含めた教科等の指導全般において体験活動が重視されるとともに、従来の自然体験活動や社会奉仕体験に加え、道徳教育においても体験活動を通して児童の道徳性の涵養を図るとされたことは大いに注目される。

(2) 汎用的能力、道徳性の育成と直接体験の重視

道徳教育に集団宿泊活動が加えられたように、現行指導要領の体験活動では生活体験や社会の仕

組みや集団生活等を学ぶ体験も求められている。これらの体験活動のねらいは、学教法をふまえて「推進される「キャリア教育」⁸で言う基礎的・汎用的能力（ジェネリック・スキル）の育成に近似する。つまり単なる職業教育でなく①人間関係形成・社会形成能力、②自己理解・自己管理能力、③課題対応能力、④キャリアプランニング能力の涵養が目指される。体験活動においても単に植物の知識や野外活動の技能を習得すると言うより、道徳的側面や汎用的能力を育成する形式陶冶が目指されると言えよう。

これらの能力や道徳性の涵養が求められる理由は、地域や家庭の「教育力の低下」とされる。子の教育の第一義的責任は保護者にあるが（基本法第10条）、家庭や地域で本来培われるべき「生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎」となる健康的な生活習慣、また人間関係の構築や自他の生命を尊重するといった「人間としての生き方」の育成を学校教育が担う使命感が指導要領の随所に滲み出ていると言えよう。その文脈の中で、体験活動の中でも特に「直接体験」が重視される傾向が指摘できよう。

文科省は2000（平成12）年当時の教育改革国民会議の報告をふまえた奉仕活動を推進する中で、体験活動を①実物に実際に関わる「直接体験」、②インターネットやテレビ等を介して感覚的に学びとる「間接体験」、③シミュレーションや模型等を通じて模擬的に学ぶ「疑似体験」の3つに分類した⁹。そして、今日は②と③が多く子どもの成長に悪影響があるため、今後は「ヒト・モノや実社会に実際に触れ、かかわり合う」①が重要とする。背景には1. で述べたとおり生身の身体や感性を生かす教育方法への普遍的な憧れと、核家族化が進んだ今日において集団生活への回帰の思いもあろう。

実際に総合学習では「児童が身体全体で対象に働きかけ実感をもってかかわっていく」体験活動が重視され、「直接的な体験を適切に位置付けた横断的・総合的な学習や探求的な学習を行う必要がある」と解説される¹⁰。具体的には、観察や見学、発表等の学習活動に加え、自然体験やボラン

ティア活動等の社会体験、ものづくり、文化や芸術に関わる体験活動等が取り入れるべきとされる。対象に直接関わる活動が重視される結果、長期の集団宿泊活動等が奨励されている¹¹。指導要領第1章第3の5で特別活動の遠足・集団宿泊的行事の代替として総合学習の自然体験活動を実施することが可能となり、探求活動や問題解決学習において集団生活の学びの要素が強められた点も特筆される。

（3）地域連携と「学校外」の包摂

2001年改正の学教法第31条では小学校が児童の体験活動の充実に努め「社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない」とされた。2006年の改正基本法第13条では学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力が加えられた。このように小学校教育における地域・家庭及び社会教育との連携は重要であり、指導要領第1章第4の2（12）では「家庭や地域の人々の積極的な協力を得て児童にとって大切な場である地域の教育資源や学習環境を一層活用」¹² する必要が解説されている。

しかし、2（2）で触れたとおり「家庭や地域の教育力の低下」への国の危機感は強く、前出の2008年中教審答申では生活習慣の確立や大人や異年齢の子どもとの交流、そして自然体験が減退し、子どもの学習意欲や自己肯定感、体力等の個人差の拡大等の問題が指摘されている。したがって、現行指導要領において「家庭や地域の実態」とは「教育力の低下」を意味し、「学校教育において体験活動の機会を確保し、充実する」立場が取られている。一例では教育課程実施上の配慮事項として次のとおり解説されている。

「休業日を含め学校施設の開放、地域の人々や児童向けの学習機会の提供、地域社会の一員としての教師のボランティア活動を通して、家庭や地域社会に積極的に働きかけ、それぞれがもつ本来の教育機能が総合的に発揮されるようになることも大切である。」¹³

この傾向は、既に1998（平成10）年改訂の指導要領に見られた。例えば地方都市の教育行政に精

通した佐藤三三は、1998年改訂指導要領において学校教育と社会教育が「生きる力」という共通の教育目標を持ち、相互に補完し合う関係が示されたことを子どもの生涯学習の観点から評価したが、兼務職員の急増や指定管理者制度導入等で社会教育行政が弱体化し、体験活動や集団活動を核とする社会教育独自の内容・方法を保持できず、学校教育の補完のための地域住民の動員が中心である現況を憂えた¹⁴。たしかに国の「放課後子ども教室」や「学校支援地域本部」等の事業は学校教育対象で、児童等の学校外の自主的な活動を促進する趣旨で2002（平成14）年より完全実施された学校週五日制も、2013（平成15）年の改正学教法施行法第61条により「土曜授業」が実施可能となった¹⁵。

3. 今日的な体験活動の充実に向けて

(1) 学校外教育の再定義と社会教育との連携

2. で述べた体験活動の特質をまとめると、改正基本法等を根拠として汎用的能力また道徳性の涵養を目指す点が第一に挙げられる。第二は、体験不足や地域の教育力の低下を背景に集団や社会の学びが目され、直接体験が重視された点である。第三の特質には、社会教育を含む学校外教育の内容・方法が学校教育の中で展開される方向性が指摘できる。これらの特質をふまえ3. では今日の体験活動のあり方を展望したい。

まず、今日的な学校外教育の再定義の必要を述べたい。一般に学校外教育は教育課程外の組織的な教育・文化活動の総称とされ、その主体は学校・教員に加え社会教育団体・施設、家庭、地域住民等である。しかし多くの小学校で国の施策に先行して体験活動が重視された背景には地域や家庭の教育力の低下、また社会教育の機能不全と危惧される現状がある。社会教育は、社会教育法第2条で「学校の教育課程として行われる教育活動を除き」と定義され、学校教育の領域が拡大するに伴い社会教育は縮小する法制上の問題もある。子どもを取り巻く教育環境をふまえ、今日の学校外教育のあり方が問われている。

学校外教育の定義の揺らぎの問題は戦前に遡る。

例えば1932（昭和7）年の文部省訓令「児童生徒ニ対スル校外生活指導ニ関スル件」¹⁶は、「時代の急激な推移に伴い社会的環境が複雑多様化」したため、学校教育の補足である校外生活指導を以て「敬神崇祖、社会奉仕、協同互助、規律節制、勤労愛好等の精神を培い、併せて体位の向上」を図る必要を述べた。当時は十分な中等教育を受けずに社会人となる児童生徒の層を主な対象とした学校外の生活指導及び社会教育が、少年団等の組織を核に機能した時代であった。

戦後の教育改革を経て、1970年代以降は学校教育と在学青少年対象の社会教育の連携（学社連携）が唱えられる。放課後の学校開放や林間学校等が盛んになり、学区で子ども会や鼓笛隊等が組織され、青少年教育施設が児童の体験活動を担った。社会教育学者の小川利夫は、1977（昭和52）年の指導要領改訂に向けた審議の中で生涯教育（ママ）論の観点から学校教育と学校外教育の再編成が政策課題とされたことから、学校教育の補足で無く、社会教育施設主体でも無い、第三の教育体系としての学校外教育の必要を述べた¹⁷。

【表1】は体験活動に関する主な施策をまとめた年表である。1992（平成4）年の学校週5日制導入を契機として学校教育に関係した政策や事業が急増したことが読み取れる。2000（平成12）年に当時の教育改革国民会議が奉仕活動及び体験活動の推進を提起した際は、翌年に学教法と社会教育法が同時に改正され、学校教育で学校外の活動の成果を教育指導に生かし、長期休業期間に児童が任意参加できる教育課程外の活動を計画・実施することが望ましいと通知された。さらに現行指導要領（第1章第3の5）では特別活動の遠足・集団宿泊的行事を総合学習の自然体験活動に代替させることが可能となる。長期や多学年のキャンプ等の従来は社会教育に期待された集団活動の形態をとる学びが、学校教育主体で行う学習活動として拡充されることがいっそう求められている。

(2) 直接体験から社会参加活動へ

2(2)で述べたとおり、指導要領では直接体験を通した汎用的能力や道徳性の育成が重視され

表 1 1970年代以降の小学校体験活動に関する主な施策

年(年号)	●法令・文科省通知、☆小学校学習指導要領、○関連する各中等	
1971 (S46)	◎社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対応する社会教育のあり方について」	○文部科学省施策、△関連機関の報告書等
1974 (S49)	◎社会教育審議会建議「在学青少年に対する社会教育の在り方について：家庭教育、学校教育と社会教育との連携」	○初の国立少年自然の家(窓口)設置(公立少年自然の家国庫補助は1970-1996年)
1975 (S50)		
1976 (S51)	☆教育課程審議会答申「小学校、中学校及び高等学校の教育課程の改善について」	
1977 (S52)	☆指導要領改訂(1980年度実施)	○学校体育施設開放事業開始
◎文部省初期中局通達「児童生徒の学校外学習活動の適正化について」(学習要旨及)		
1981 (S56)	◎社会教育審議会答申「青少年の個性と社会教育」(集団宿泊・自然体験・文化活動等)	○自然教育推進事業(1997年まで)(学校における5泊6日程度の集団宿泊)
1984 (S59)		○児童・生徒の学校外学習活動に関する実態調査
1985 (S60)		
1987 (S62)	☆教職審答申「幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について」	
1989 (H1)	☆指導要領改訂(1992年度実施)(生活科新設)	
	◎生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」(ボランティア活動、学校週5日制と学校外活動)	
1992 (H4)	◎青少年の学校外活動に関する調査研究協力者会議「休日の拡大等に対応した青少年の学校外活動の充実について」審議のまとめ(日常生活での体験充実)	○学校週5日制(9月より月1回)実施
1995 (H7)		○学校週5日制(4月より月2回)実施
1996 (H8)	◎中教審答申「21世紀を展望して我が国の教育の在り方について：子供に「生きる力」と「ゆとり」を」(生活体験・自然体験等の充実)	○総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業
1997 (H9)		○社会教育指導事業交付金(社会教育主事派遣事業)廃止
1998 (H10)	☆教育課程審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専門学校、職業学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」	
☆指導要領改訂(2002年度実施)(生きる力、総合学習新設)		
◎生涯学習審議会答申「社会の急変に対応した今後の社会教育行政の在り方について」(学社融合、学校週5日制条件整備)		
1999 (H11)	◎生涯学習審議会答申「生活体験・自然体験が日本の子どもたちの心をはぐくむ：青少年の「生きる力」をはぐくむ地域社会の環境の充実方策について」	
2000 (H12)	◎教育改革国民会議報告(自然体験、芸術・文化体験等充実、通学宿舎等の異年齢交流や地域の社会教育活動への参加促進、2週間の共同生活等による奉仕活動)	
2001 (H13)	●学校教育法一部改正(体験活動の充実、社教との連携)	○21世紀教育新生プラン(奉仕活動、体験活動の充実)
●社会教育法一部改正(体験活動の機会提供、学教との連携、家庭教育促進)		○スポーツフェスティバル活用事業(運動部活動への外部指導者の活用)
●通知「学校教育及び社会教育における体験活動の促進について」		
2002 (H14)	◎中教審答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」	○学校週5日制完全実施
◎文科省初期中局通知「学校教育及び社会教育における奉仕活動・体験活動の推進に当たっての福祉担当部局との連携について」		○豊かな体験活動推進事業(初・中・高)
◎「文化芸術の振興に関する基本的な政策について」閣議決定(青少年の活動充実)		○「新子どもプラン」の展開(地域の体験活動等体制整備・情報提供・放課後・週末活動等支援事業、総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業等)
2003 (H15)	☆指導要領一部改正(総合学習の全体計画作成と社会教育施設等との連携等)	○地域と学校が連携協力した奉仕活動・体験活動推進事業(地域間交流体験推進校)
2004 (H16)	●地教育法一部改正(学校運営協議会(コミュニティ・スクール)制度)	○地域子ども教室推進事業(委託事業・緊急3カ年計画)
		△国研「社会性の基礎」を育む「交流活動」・「体験活動」：「人とかわる喜び」をもつ児童生徒に」報告書(文科省委託事業)
		△国立オリンピック記念青少年総合センター「青少年の自然体験活動等に関する実態調査(平成15年度調査)」報告書(継続)

2006 (H18)	●教育基本法改正（教育の目標、家庭・地域連携等明記） ☆中教審「教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ」 ●学校教育法一部改正（義務教育の目標、児童の体験活動の充実） ◎教育再生会議「社会総がかりで教育再生を」第2次報告」（1週間の集団宿泊体験や自然体験・農林漁業体験） ◎中教審答申「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」（多様な体験機会の提供）	○放課後子ども教室推進事業（補助事業）〔文科省・厚労省「放課後子どもプラン」〕 ○「体験活動事例集：体験のススメ」（平成17・18年度事業） ○小学校長間自然体験活動支援プロジェクト〔文科省・総務省・農水省「子ども豊山漁村交流プロジェクト」〕 ○学校支援地域本部事業（委託事業・2010年度で終了） ○子どもの学校外での学習活動に関する実態調査報告（平成19年度調査） △国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等と目立に関する実態調査（平成18年度調査）」報告書（継続） △国立青少年教育振興機構「体験を通して学ぶ教科学習のすそ野：学校教育における長期宿泊活動の手引き」
2008 (H20)	☆中教審答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善について」 ☆（現行）指導要領改訂 ◎社会教育法一部改正（家庭・地域の連携促進、社会教育主事が学校に助言可能に） ◎中教審答申「教育振興計画について：『教育立国』の実現に向けて」（小学校で1週間程度の自然体験・集団宿泊体験、関係府省連携による農作業等体験の機会提供、放課後や週末の体験・交流活動等の場づくり）	△国立青少年教育推進機構「学校で自然体験活動をすすめるために：自然体験活動指導者養成講習会テキスト」 ○「体験活動推進プロジェクト（体験の風をおこそう）」 △国立青少年教育振興機構「リフレッシュ・キャンプ」（被災地子ども支援）
2009 (H21)	☆（現行）指導要領一部先行実施	
2010 (H22)		
2011 (H23)	☆（現行）指導要領全面実施 ◎「今後の国立青少年教育施設の在り方について：新たな視点にたった体験活動の推進について」報告書	
2013 (H25)	◎中教審答申「今後の青少年の体験活動の推進について」	○「土曜授業」実施可能に（学教法施行規則改正） ○健全育成のための体験活動推進事業（初・中・高、宿泊体験事業、体験活動推進協議会） △国立青少年教育振興機構「課題を抱える子どもの体験活動に関する調査研究」報告書
2014 (H26)		△国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動の意味と範囲の調査研究」報告書 △国立青少年教育振興機構「学校教育における『集団宿泊活動』の手引き：各教科等の関連を図る教育課程編成指導資料」
2015 (H27)		△国立青少年教育振興機構「子供の生活力に関する実態調査」報告書

*表1は文部省（1992）『学制百二十年史』第7章第2節「青少年教育の振興」（http://www.mext.go.jp/b_menu/haakusho/html/1818432.htm）、文部科学省青少年教育特別委員会第2回（2008年5月）資料3「青少年教育に関する施策の流れ」（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyos/chukyos06/007/gijiroku/08052707/002.htm）、国立青少年教育振興機構「青少年教育に関する法令・答申・調査研究・統計等」（<http://www.nive.go.jp/youth/book/>）を参考に筆者が編集した（URLはすべて2015年8月確認）。

ている。対象に直接触れる重要性は明白であるが、基本法第2条の3で「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」が掲げられたとおり、単にツールとしての体験でなく、地域や自然、芸術文化等の環境に子どもが自ら関わり、形成する機会を充実させる必要がある。

しかし周到に準備された「直接体験」は、言わば精巧なジオラマや模型を媒介に間接的、または模擬的に対象に対峙するパラドックスを持つことには留意する必要がある。児童が「実物」や「人」に触れても、それは予定調和の擬似体験に他ならない。

青少年教育に詳しい青山鉄兵は、現代の生活に存在しない「体験させるべき体験」を子どもに求める教育的意味の再考を含め、教育的に組織化された体験の自己目的化の問題を提起している¹⁸。まさに古くて新しい問題であり、例えば国立青少年教育振興機構は集団宿泊活動の運営にあたり、単に「体験させておけばよい」という認識も見られるため教師の立場から子どもの体験を学びの過程に位置付くよう指導する重要性を示している¹⁹。

前述の基本法第2条の3に加え、指導要領第1章第1の1では知識・技能を活用して課題を解決する姿勢とともに「主体的に学習に取り組む態度」を養い、「個性を生かす教育」を充実する必要があると述べられる。今後はいっそう児童の社会参加活動が求められ、地域で何が必要か、自分はどう動くかを創造的に考え実践する体験を図る必要がある。

(3) 体験格差への配慮：生涯学習の観点から

青少年の体験活動の重要性は、単に動植物や野外活動等の知識・技能の体得に留まらず、子どもの意欲・関心や規範意識、また理科等の教科の学習到達度が高まる傾向は多くの調査から明らかであり²⁰、2013（平成15）年の中教審答申²¹では学校教育での長期の集団宿泊活動や地域連携を奨励し、協働型学習や「キャリア形成」としての重要性も認めた。

尤も小学校はすべての学校外活動を担うという

より、事後の学習活動の「筋道をつける」役割が期待される面がある²²。例えば遠足で行き面白かった美術館を家族で訪問したり、授業で扱った惑星に夢中になり観望会に通ったりすることは、児童一人ひとりの興味関心や個性に基づきより発展的に学ぶための契機となり得る。

しかし、学校外の活動は地域や家庭の教育観や経済力の差異が反映されやすく、いわゆる「体験格差」に留意する必要がある。直近の国の調査²³によると公立校に通う児童の家庭は水泳や野球等のスポーツ活動に平均して年間5万3千円、ピアノや舞踏等の芸術・文化活動に3万5千円を投じており、特に後者の額は私立校児童では9万7千円に上る。一方、ボランティア活動やボーイスカウト等の体験・地域活動は公立校児童の場合で年間5千円である。経済的に厳しい世帯の児童が地域団体の活動の他、学校教育では得られない芸術・文化活動を保障されないとすれば、体験活動の有効性を鑑みた改善は急務である。

児童の成長は学校内外を含めた教育環境に支えられる。それらを含め、子ども自身が営む環境を「自己形成空間」と呼んだ高橋勝は、その空間が「教える・学ぶ」関係を基本とする学校（教育空間）に取り込まれることを懸念し、子どもが多様な関係性を築く居場所づくりの重要性と、メディア空間の可能性を示した²⁴。後者は諸刃の剣とされるが、新しい「直接体験」と考えられるメディア体験、また政策課題としてのアクティブ・ラーニングの実践やコミュニティ・スクール等の地域連携の仕組み等に注目していく必要がある。大学教職課程においても野外活動等の実践的な指導法を学ぶとともに、学校外教育を俯瞰できる機会を組み込むことが求められよう。

引用文献

- 1 「主要能力」と訳される。文科省の解説（URL）は以下のとおり（2015年9月確認）。http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/016/siryu/06092005/002/001.htm
- 2 中村正雄（2010）「小学校学習指導要領における自然体験活動の位置付け」『大東文化大学紀要 社会

- 科学編』第48号、165-185頁、林幸克（2009）「体験活動の推進に関する政策動向の検証」『名古屋学院大学論集 社会科学編』第45巻第3号、91-104頁等。
- 3 渡辺敦司（2015）「あすの教育：無藤隆中教審教育課程部会長に聞く」『内外教育』2015年4月3日、2頁
- 4 文部科学省（2008a）『小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編』東洋館出版社、35頁
- 5 佐藤学（2010）『教育の方法』左右社、54頁
- 6 中央教育審議会（2008）「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」、61頁
- 7 学校教育法第21条（義務教育の目標）の第1、4、10号が根拠とされる。
- 8 中央教育審議会（2011）「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」において「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」と定義される。
- 9 初出は文部科学省初等中等教育局（2002）『体験活動事例集：豊かな体験活動の推進のために』（報告書）。本稿ではインターネット等に関する事項が加わった文部科学省（2008）『体験活動事例集：体験のススメ』（報告書）より引用した。
- 10 前掲、文部科学省（2008a）、35頁
- 11 国立青少年教育振興機構編集・発行（2011）『学校で自然体験活動をすすめるために：自然体験活動指導者養成講習会テキスト』12-13頁。
- 12 文部科学省（2008b）『小学校学習指導要領解説 総則編』東洋館出版社、71頁
- 13 同上、71頁
- 14 佐藤三三（2012）「平成10年代の学校教育の動向と社会教育行政の変質」大坪正一他編著『学校・教員と地域社会』東信堂、115-139頁
- 15 梨本加菜（2013）「地域コミュニティの中の学校経営」浜田博文編著『教育の経営・制度』一藝社、179-192頁
- 16 文部省学制百年史編集委員会編集（以下の文科省サイトのURLより。2015年9月確認）。
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317979.htm
 なお、引用箇所は現代の仮名遣いに改めた。
- 17 小川利夫（1995）「新教育課程と学校外教育への提言」小川利夫（1995）『学校の変革と社会教育』亜紀書房、180-190頁【初出は1977年】
- 18 青山鉄兵（2013）「『体験』と『体験活動』のあいだ：『体験の組織化』をめぐる問題」『社会教育』2013年1月号、20-22頁
- 19 国立青少年教育振興機構（2014）「学校教育における『集団宿泊活動』の手引き：各教科等の関連を図る教育課程編成指導資料」、13頁
- 20 国立青少年教育振興機構（2011）「青少年の体験活動と自立に関する実態調査 平成22年度調査報告書」等。同機構の調査では保護者の幼少時の体験活動や居住地との関係等も含めて経年変化を分析しており、調査結果は中教審答申等でも活用される。
- 21 中央教育審議会（2013）「今後の青少年の体験活動の推進について（答申）」
- 22 無藤隆（1996）「学校における学校外の体験活動の効用」『教職研修』25（2）、72頁
- 23 文部科学省（2014）「平成24年度子どもの学習費調査 調査結果の概要」16頁。URLは以下の通り（2014年9月確認）。
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa03/gakushuui/kekka/k_detail/_icsFiles/afieldfile/2014/01/10/1343235_3.pdf
- 24 高橋勝（2002）「子どもの自己形成空間の変容」高橋勝『文化変容のなかの子ども』東信堂、47-48頁

要旨

2008年改訂の小学校学習指導要領では体験活動が重視された。その特質の第一は、法制上で規定された点だ。第二は、「生きる力」を培うために直接体験を通じた汎用的能力の育成が重視される点である。第三は、学校の教育課程の中に学校外教育の内容・方法が展開された点である。以上をふまえ、本稿では次の3点が今日の体験活動に求められることを示した。第一に、「学校外」の領域の再定義である。第二に、地域と連携した児童の参加活動の推進が重要である。第三に、児童の体験格差へのいっそうの配慮が不可欠である。

（2015年9月30日受稿）